

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

城陽市

1. 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2. 促進計画の目標

1. 久津川地区

(1) 現況

本地域は、水利条件の整っている水田、畑、茶園が展開されており、特に木津川右岸の堤外地に展開する農用地においては、集団的に茶園として利用されている。茶園については景観資産に位置付けられ、優良農地の保全活動を行うとともに、景観保全活動への取組みが求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、優良農地の保全及び景観資産の保全のため、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 寺田地区

(1) 現況

本地域のうち、府道内里城陽線以北の北川顔区域一帯に展開する農用地は、およそ1/2が水田として、1/2が畑として利用されている。府道内里城陽線以南、水主区域まで展開する農用地においては、多くが水田として利用されているが、用水施設の整備はなされているが、農道は狭小で、排水路の整備は十分とは言えない。そのため、ほ場整備事業の推進と地域ぐるみでの農地保全に向けた取り組みを行うことが求められる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、優良農地の保全のため、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 富野地区

(1) 現況

本地域のうち、枇杷庄区域においては、水田及び樹園地として利用されており、樹園地では主にイチジクが栽培されている。国道 24 号以西の内川・野路地・観音堂の一部区域に展開する農用地について、一部は、ほ場整備事業が実施され、水田、樹園地として利用されている。

国道 24 号以東の観音堂区域に展開する農用地は、湿田地帯であり、排水の便が悪く、ほとんどが水田として利用され、水稻や花卉が栽培されている。

当該地区においては、ほ場整備事業の推進と地域ぐるみでの土地改良施設の管理活動に向けた取り組みを行うことが求められる。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 青谷地区

(1) 現況

本地域は、平坦部に展開する農用地の面積が大きく、大部分が水田として利用されているが、区画が不整形であり、また用水や排水などの土地改良施設の整備が不十分である箇所が見られることから、ほ場整備事業の実施に向けた取り組みが進められている。そのため、ほ場整備事業により創出される土地改良施設の適正な維持管理が課題となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、優良農地の保全及び土地改良施設の適正な維持管理のため、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 久津川区域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業 |
| ② | 寺田区域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業 |
| ③ | 富野区域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業 |
| ④ | 青谷区域 | 法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が特に必要と認める事項
設定しない。